

## ○建設コンサルタント業務等における地域要件の設定について

平成24年3月30日 23農振第2824号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局整備部長あて

一部改正 平成27年10月1日 27農振第1385号  
一部改正 令和4年3月31日 3農振第3080号

官公需についての中小企業者の受注に関する法律（昭和41年法律第97条）に基づく中小企業者に関する国等の契約方針において、国等は工事等の発注に当たり適切な地域要件の設定に努めるものとされているところです。

このような中で、工事の発注では既に競争参加資格への地域要件設定を導入しているところですが、建設コンサルタント業務等についても下記のとおり設定できるものとしたので、その適切な運用をお願いします。なお、このことについて、貴農政局関係課長及び事業（務）所長への通知及び指導については、貴職からお願いします。

### 記

#### 1 地域要件設定の対象

地域要件については、業務実施可能者数を勘案した上で、次の（1）及び（2）を満たす業務を対象に適宜設定できるものとする。

##### （1）契約方式

価格競争方式、総合評価落札方式

##### （2）対象業務

ア 「測量業務」

イ 用地測量業務や用地調査業務等の「補償コンサルタント業務」

ウ 定型的な設計業務及び調査業務、現場技術業務等<sup>（注）</sup>の「建設コンサルタント業務」

（注）資材価格調査業務や歩掛解析業務等各地方農政局に共通する業務は除く。

#### 2 業務説明書等の記載

地域要件を設定する場合には、公告及び業務説明書に以下の内容を参考に記載するものとする。

- 資格要件、選定基準及び評価基準
  - ( ) 入札参加者に要求される資格要件
    - ◎◎県内に本社（店）を有していること。 ← 記載例 1
    - ◇◇農政局管内に本社（店）を有していること。 ← 記載例 2